

パートタイム労働の現状と パートタイム労働法のあらまし

平成14年度版

■ 目 次 ■

I	パートタイム労働の現状	p 1
II	パートタイム労働法のあらまし	p 5
III	パートタイム労働対策のあらまし	p11
IV	パートタイム労働者に係る関連諸制度	p13
V	資 料	p19
	1 就業規則の規定例	
	2 労働条件通知書（雇入通知書）	
	3 「短時間雇用管理者」の選任・変更届	
VI	パートタイム労働に関するQ&A	p28

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

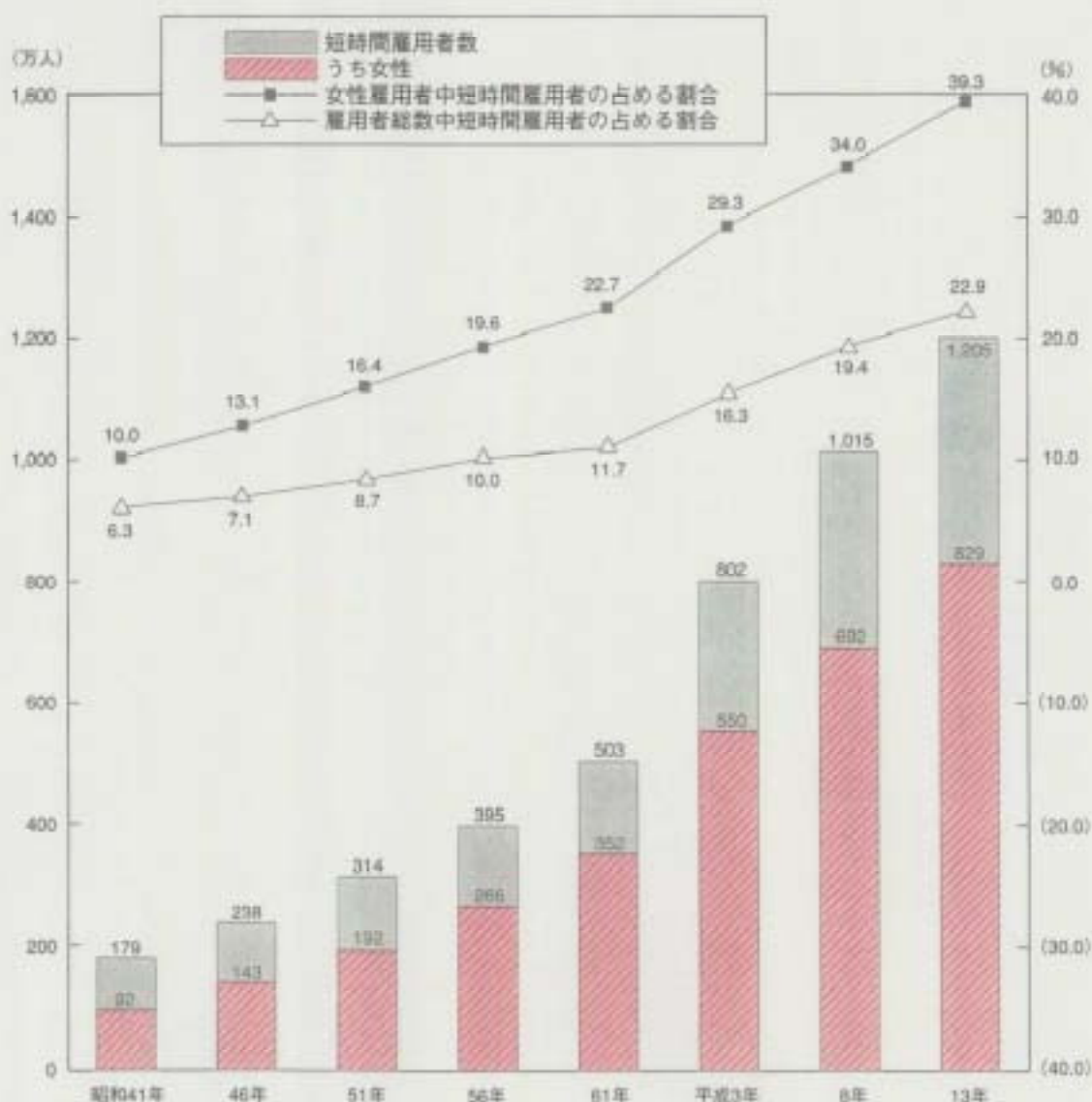
I パートタイム労働の現状

1 パートタイム労働者は約1,200万人

パートタイム労働者は、近年著しく増加し、平成13年においては週間就業時間が35時間未満の短時間雇用者は1,205万人であり、雇用者総数（5,259万人）に占める短時間雇用者の割合は22.9%となっています。

このうち女性の短時間雇用者は829万人で、短時間雇用者の68.8%を女性が占めており、また、女性雇用者総数（2,112万人）に占める短時間雇用者の割合は39.3%で、女性雇用者の5人に2人強はパートタイム労働者として働いています。

短時間雇用者数の推移—非農林業—



資料出所：総務省統計局「労働力調査」
 (注) 雇用者は休業者を除く

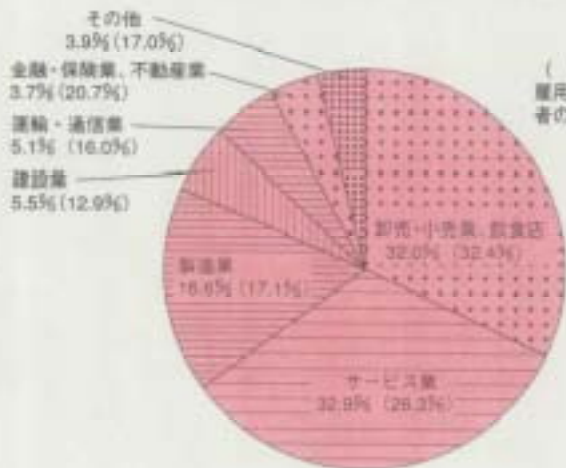
2 第3次産業に多いパートタイム労働者

(1) 産業、企業規模別

短時間雇用者の就業分野を産業別にみると、「卸売・小売業、飲食店」(386万人)、「サービス業」(397万人)、「製造業」(200万人)の3業種に全体の8割が集中しています。

企業規模別にみると、短時間雇用者の約4割が「1～29人規模」の事業所で働いています。

(短時間雇用者の産業別構成比—非農林業—)



資料出所 総務省統計局「労働力調査」(平成13年)

(短時間雇用者の企業規模別構成比—非農林業—)

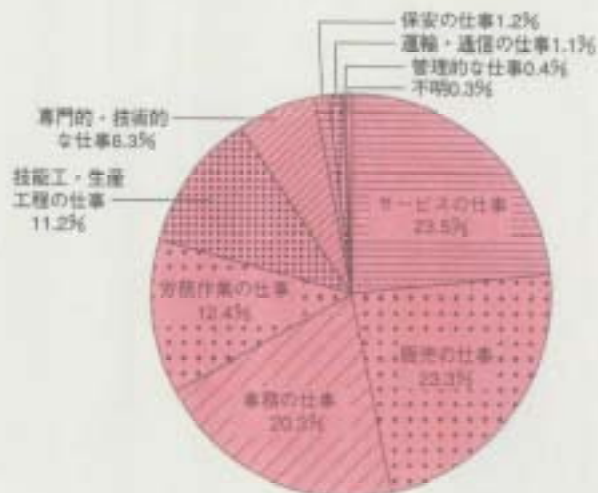


資料出所 総務省統計局「労働力調査」(平成13年)

(2) 職種別

パートタイム労働者の就業分野を職種別にみると、サービス、販売、事務の順に多くなっています。

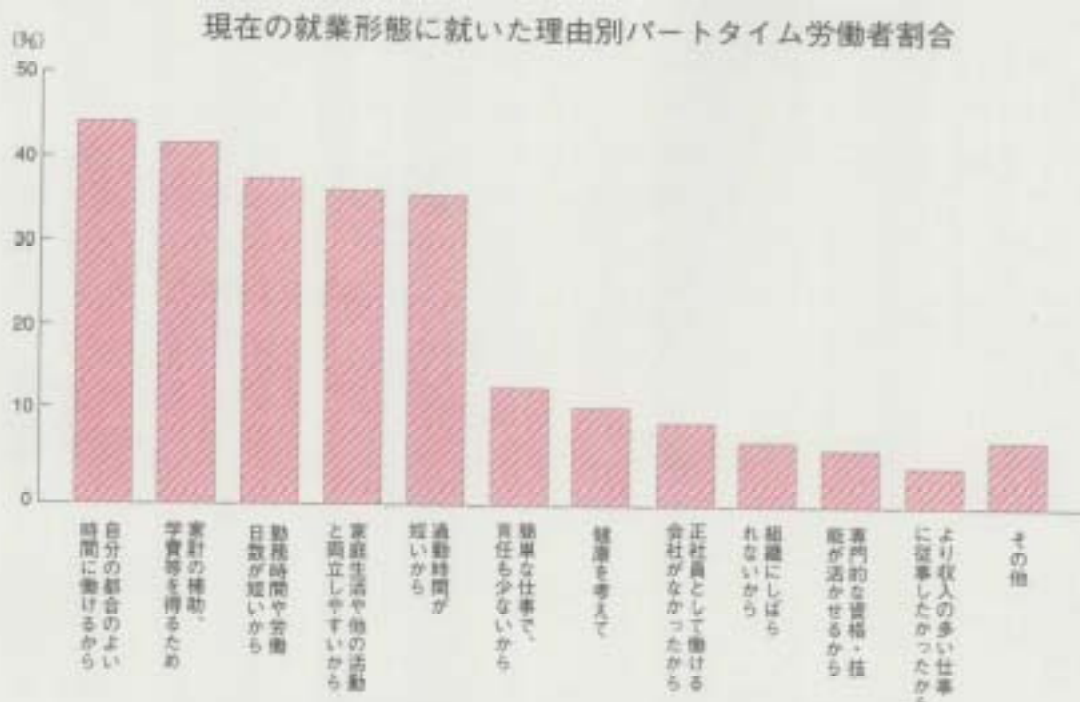
(パートタイム労働者の職業別構成比)



資料出所 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成11年)

(注) 正社員以外の労働者で、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が正社員より短い労働者が対象

3 「自分の都合のよい時間に働ける」ことがパートタイム労働を選んだ理由



資料出所 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成11年)
 (注) 正社員以外の労働者で、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が正社員より短い労働者が対象

4 労働市場はわずかに求人超過

パートタイム労働者に対する有効求人倍率は、昨年に比べ上昇し、平成13年には求職者1人に対し、求人1.42人となっています。

また、従前の職歴別に入職状況をみると、平成12年の雇用動向調査では、一般労働者は転職入職者が65.8%と多く、新規学卒者も20.0%を占めているのに対し、パートタイム労働者に入職した者は、過去1年間に就業していなかった者(新規学卒者を除く)が41.2%、転職入職者が50.1%となっており、新規学卒者は8.6%となっています。

有効求人倍率 (パートタイム労働者の有効求人倍率等の推移)

